

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、稲川土地改良区から申請があった定款変更について、平成29年3月17日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。  
平成29年3月28日

秋田県知事職務代理者  
秋田県副知事 堀 井 啓 一